

児童・生徒・保護者の皆様へ

絶対やめよう ネットいじめ



いじめは、**人権侵害**であり、絶対に許されない行為です。

～携帯電話スマートフォンやパソコンなどは**ルール**と**マナー**を守って使いましょう～

平成27年4月 立川市教育委員会



概要版

まずは概要版にて、内容
をご確認ください！

はじめに…詳細は【1ページ】

- ・平成26年11月1日に「立川市子どものいじめ防止条例」を施行。
- ・本リーフレットは、携帯電話の適切な利用等について話し合う際の資料。

ネットいじめとは…詳細は【2ページ】

- ・携帯電話等で、悪口や誹謗・中傷を書き込んだり送ったりするいじめ。
- ・被害が深刻になったり、被害者にも加害者にもなったりする。

ネットいじめの事例…詳細は【3ページ】

- ・ニックネームを使って個人が特定できる誹謗・中傷内容を書き込んだ。
- ・「気に入らない」という理由から掲示板に「キモイ」などと書き込んだ。

ネットいじめで困った時は？…詳細は【4～5ページ】

- ・掲示板等への誹謗・中傷等の書き込みは、管理者等へ削除を依頼する。
- ・チェーンメールは、削除し、転送・返信しない。

ネチケットを守ろう！…詳細は【6ページ】

- ・インターネット上のエチケットを「ネチケット」という。
- ・「インターネット利用11の約束」を良く考え、トラブルに気を付ける。

ネット用語集…詳細は【7ページ】

掲示板 ・ ブログ ・ プロフ ・ SNS ・ 口コミサイト
オンラインゲーム ・ なりすましメール ・ チェーンメール

おわりに…詳細は【8ページ】

「ネットいじめ」や携帯電話等の利用によるトラブルを防ぐ方法は、「フィルタリングの設定」と「家庭でのルールづくり」。

主な相談窓口 / 参考資料…詳細は【9ページ】

東京法務局 ・ 警視庁サイバー犯罪対策課
東京子どもネット・ケータイヘルプデスク（こたエール） など。



はじめに

立川市では、いじめは、子どもの尊厳及び人権を脅かし、教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、子どもの心に深い傷を長く残すものであり、絶対に許されない行為であるとの認識に立ち、平成26年11月1日に「立川市子どものいじめ防止条例」を施行しました。

また、近年、携帯電話やスマートフォン等の急速な普及に伴い、携帯電話のメールやインターネットを利用する子どもが増加しています。

「平成26年度版子ども・若者白書（内閣府）」では、【携帯電話等の所有率：小学生36.6%、中学生51.9%】、【1日2時間以上インターネットを利用する割合：小学生2.0%、中学生32.6%】と報告されています。

このように、携帯電話やインターネットの利用が、子どもたちの生活の一部になりつつある現状の中で、特定の児童・生徒に対する誹謗・中傷が行われるなどの「ネットいじめ」という形のいじめ問題が生じていることを踏まえ、「ネットいじめ」も、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して解決に向けた取組を行っていく必要があると考え、本リーフレットを作成しました。

各ご家庭におかれまして、お子様と一緒に、携帯電話等の適切な利用等について話し合う際の資料としてご活用くださいますようお願いいたします。

立川市教育委員会教育長 小町 邦彦



ネットいじめとは？

「ネットいじめ」とは、携帯電話やスマートフォン、パソコンなどで、インターネット上のウェブサイトの



掲示版などに、特定の友達の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどして、いじめを行うものです。

「ネットいじめ」には、次のような特徴があると指摘されています。

【不特定多数の者から、誹謗・中傷が行われ、短期間で極めて深刻な被害となる。】

【匿名性から安易に誹謗・中傷の書き込みが行われ、被害者にも加害者にもなる。】

【インターネット上に掲載された個人情報や画像は、悪用されやすい。】

【インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難である。】

【大人が、「ネットいじめ」の実態を把握することが難しい。】

保護者の皆様へ

「平成25年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）※全国の小・中・高・特別支援学校対象」における「いじめ」の状況において、「パソコンや携帯電話等を使ったいじめ」は、8,788件でいじめ全体の4.7%を占め、前年度より0.7%増加しています。

子どもたちの間では、このような状況が発生していることを十分に踏まえていただき、お子様が携帯電話等を利用する際には、「ネットいじめ」の被害者にも加害者にもなることのないよう、ご家庭での話し合いやご指導を、よろしくお願いします。



ネットいじめの事例



「ネットいじめ」の事例には、次のようなものがあります。

■小学校での事例■

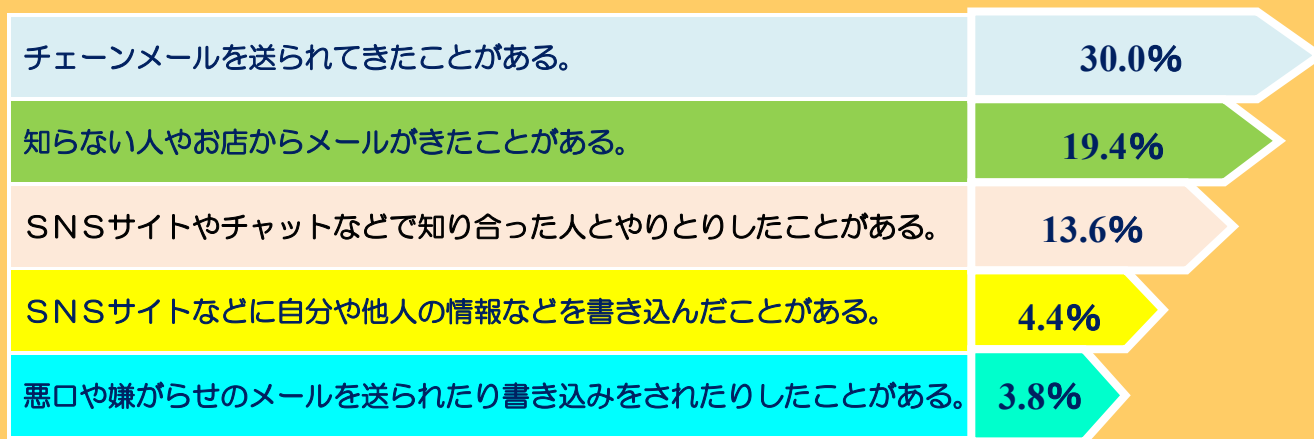
複数の児童がニックネームを使って、インターネット上の掲示板に、同じクラスの特定の児童のことを、個人を特定できるような形で誹謗・中傷する内容の書き込みを行った。

◆中学校での事例◆

友人関係にあった同じ学校に通う生徒とトラブルになった生徒が、その生徒のことが気に入らないという理由から、インターネット上の掲示板に「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの書き込みをした。

保護者の皆様へ

【携帯電話でインターネットを使っている青少年のインターネット上の経験】 （「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）」より）



子どもたちは、携帯電話を利用する際、このような経験をしています。

お子様の携帯電話の利用状況について、お子様に尋ねたり、話し合ったりしていただくことなどにより、確実に確認していただき、不適切な利用のないよう、十分にご留意ください。



ネットいじめで困った時は？

「ネットいじめ」の被害に遭った時は次のような方法で対応しましょう。

掲示板等への誹謗・中傷等の書き込みをされた場合



① 書き込みのあった内容等を保存します。

掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多くありますので、携帯電話から掲示板等にアクセスします。また、携帯電話での誹謗・中傷の場合は、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存します。

② 掲示板等の管理者に削除依頼します。

掲示板等のトップページの「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示をクリックすると、管理者宛にメールを送るページが表示されますので、件名、内容等の事項を書き込んで、「送信ボタン」を押して送信します。

③ 掲示板等のプロバイダに削除依頼します。

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダへ削除依頼を行います。削除されない場合は、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送します。それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討します。

保護者の皆様へ

誹謗・中傷等の書き込みを削除することは、ご家庭で簡単にできるものではありません。被害の拡大や二次的な被害を防ぐためにも、専門機関に削除依頼をしたり、相談したりしてください。

そして、何より、お子様がこのような被害に遭っていないかどうか、お子様の携帯電話等の利用状況の確認をお願いします。

チェーンメールがきた場合

① 必ず削除しましょう。

チェーンメールの内容には以下のようなものがありますが、全て架空であり、嘘の内容です。

■「幸福・不幸（の手紙）系」

転送しないと不幸になる、あるいは転送すると幸福になるというもの。

■「ホラー系」

ホラー系の画像や動画が添付され、画像のリンクを本文中に含むものが多い。

■「宣伝系」

不幸の手紙をベースにしたものに、広告宣伝のためのHPアドレスを含むもの。

■「募集系」

募金や献血のお願い等、受信者の良心を逆手にとって転送させようとするもの。

② 絶対に転送してはいけません。

チェーンメールを転送すると、受け取った人は迷惑するので、絶対に転送してはいけません。チェーンメールの内容に、特定の個人を誹謗・中傷する内容が含まれている場合、自分自身も「ネット上のいじめ」の加害者となってしまいます。

③ チェーンメールを送ってきた人に返信してはいけません。

チェーンメールを送ってきた人に対して、抗議のメールを送るなどの行動は、トラブルの原因にもなるため、行わないようにするとともに、チェーンメールに書かれている電話番号やメールアドレス等は、メールの内容とは無関係ですので、こちらから絶対連絡してはいけません。

保護者の皆様へ

子どもたちは、掲示板等への書き込みよりも、チェーンメールの方を軽く捉える傾向があり、安易に転送したり、返信したりすることがあります。

このようなことを絶対にさせないようご指導いただき、心配な場合は、

「(財)日本データ通信協会迷惑メール相談センター」へ連絡して、チェーンメールの対応について相談してください。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/chain/index.html>



ネチケットを守ろう！

インターネット上のエチケットのことを、「ネチケット」と言います。自分がされてイヤなことは、他の誰もがイヤなことです。

下の「インターネット利用 11 の約束」を良く考え、「ネットいじめ」やトラブルなどに遭わないように気を付けましょう！

インターネット利用 11 の約束

- ① インターネット社会でも、実生活と同じルールとマナーを守る！
- ② インターネットで知り合った人と、会わない！
- ③ 友達や他人のプライバシーを尊重し、写真などを勝手に載せない！
- ④ 住所・氏名などの個人情報を入力する時は、十分注意する！
- ⑤ ID・パスワードの管理を徹底する！
- ⑥ メールを送る前に、内容をよく確認する！
- ⑦ 面と向かって言えないことは、書かない、載せない！
- ⑧ インターネットを使う時は目的をもって使う！
- ⑨ インターネットを使う時間を決めて使う！
- ⑩ インターネットを使う時は家族と一緒に使う！
- ⑪ 「ルールを守れなかったら使わない！」と約束する！



保護者の皆様へ

携帯電話やインターネットを利用する時は、ルールやマナーを守ることが不可欠です。日常生活においても、ルールとマナーを守ることを大切にしよう、ご指導をよろしくお願いいたします。



ネット用語集

掲示板	参加者が自由に文章等を投稿し、コミュニケーションを行うことができるウェブサイトのこと。掲示板の管理者がテーマ等を設定し、その内容に沿った書き込みをする。
ブログ	「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるウェブサイト。
プロフ	「プロフィールサイト」の略で、パソコンや携帯電話からインターネットを利用して、自己紹介サイトを作成することができる。小中学生でも簡単に作成することができ、不特定多数の者が見たり書き込んだりすることができる。
SNS	ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニティ型の会員制のウェブサイトのこと。会員になると、自由に書き込みを行うことができる。
口コミサイト	インターネット上で、様々な物事の評判を情報交換するためのウェブサイトのこと。利用者が自由に書き込むことができる。
オンラインゲーム	コンピュータネットワークを利用して、別々の場所においても、オンライン上で同時に同じゲームを行うことができるもの。チャット等への書き込みを行うことで、コミュニケーションを行うことができる。
なりすましメール	送信者のメールアドレスを第三者に偽装した上で送信するメール。
チェーンメール	一般的に、同じ内容を不特定多数の人に転送するよう求めるメール。「幸福・不幸（の手紙）系」などの他にも、ブラウザクラッシュメール（携帯のブラウザをフリーズさせるなどし、受信者を驚かせて転送を促すもの）やワン切り電話番号（「あなたはかける勇気がありますか。芸能人の携帯電話番号です」といった度胸試しのような内容。「ワン切り」などに使われているものが多い。）の羅列など。

保護者の皆様へ

「ネット用語」はこの他にもたくさんあり、会話の中でこのような用語を多用している子どもたちもいます。保護者が「ネット用語」を知ること、「ネットいじめ」からお子様を守ることにつながります。



おわりに

「ネットいじめ」の被害者にも加害者にもならず、携帯電話等の利用によるトラブルや健康被害を防ぐ一つの方法に、「フィルタリングの設定」があります。

フィルタリングとは、インターネット上のウェブサイト等に、一定の基準に基づきアクセスできなくする機能のことであり、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」において、「18歳未満の青少年が利用する携帯電話・PHSについては、フィルタリングを利用すること」が規定されました。

フィルタリングには、次の二種類があります。

① ホワイトリスト方式

安全で有益と思われるウェブサイト以外は利用できなくなる方式。

② ブラックリスト方式

有害なウェブサイトサイトを利用できなくなる方式。

保護者の皆様へ

フィルタリングを設定しても、完全にお子様を守ることはできません。
以下のような内容について、家庭でのルール作りをお願いします。

- 自宅内では居間で使う。
- 食事中や懇談中、深夜には使用しない。
- 一定の金額以上は使わない。
- 他人を傷つけるような使い方をしない。
- 学校での使用については、学校のルールに従う。
- 送信者不明や知らない者からのメールが来た場合はすぐに親に報告する。



主な相談窓口

東京法務局	03-5213-1372
警視庁サイバー犯罪対策課	03-3431-8109
財団法人日本データ通信協会	http://www.dekyo.or/
立川警察署防犯係（生活安全相談）	042-527-0110
東京子どもネット・ケータイヘルプデスク（こたエール）	03-3500-5181
東京都いじめ相談ホットライン	03-5331-8288
立川市教育委員会指導課	042-523-2111



参考資料

- ・警察庁「バーチャル社会のもたらす 弊害から子どもを守る研究会」報告書
- ・警視庁サイバー・キッズ
- ・平成 26 年度版子ども・若者白書（内閣府）
- ・マナーを守ろう！インターネット（東京都教育委員会）
- ・平成 25 年度青少年のインターネット利用環境実態調査（内閣府）
- ・「平成 25 年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」
- ・「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集 学校・教員向け（文部科学省）
- ・なくそうネットいじめ（平成 21 年 3 月立川市教育委員会）
- ・公益財団法人日本学校保健会